

雇用拡大奨励金

補助内容	町内における雇用の場の確保及び拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①商工業者で町内において1年以上営業している者 ②個人事業者にあつては、町内に住所を有している者、法人にあつては、町内に事業所等を有している中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業に限る。） ③町税を滞納していない者
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①新たに常用労働者を雇い入れ、12月以上継続して雇用していること ②常用労働者を雇用した日の総常用労働者数が常用労働者を雇用した日の前日から起算して12月前の間における最大常用労働者数を上回っていること。 ③常用労働者を雇用後12月の間における総常用労働者数が、最大常用労働者数を超えていること。
補助率及び補助額	1人につき30万円（2人まで）
<p>■常用労働者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 町内に住所を有する者 2 雇用期間の定めのない雇用であつて、1週間の所要労働時間が、事業者には雇用されている正規雇用の労働時間と同一である者で雇用保険法等の被保険者である者 3 事業者（法人にあつては、その役員）と2親等以外の親族でない者 4 過去3年間に事業者の親会社又は子会社若しくは関連会社に雇用されていない者 	

※ 補助金申請書の提出は、商工会経由